

第2次白鷹町地域福祉計画

令和7年3月

白鷹町

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
第2章 白鷹町の概況	
1 人口・世帯の状況	5
2 要介護高齢者・障がいのある人の状況	8
3 高齢者・障がいのある人の権利擁護の状況	11
4 社会資源の状況	12
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	14
2 計画の基本目標	14
3 計画の体系	16
第4章 基本計画	
1 誰もが安心できる暮らしを支える体制づくり	17
2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり	21
3 誰もが福祉活動に参加できる地域づくり	23
4 包括的な支援を実現する体制づくり	25
5 権利を守り生活を支援する体制づくり	27
—成年後見制度利用促進計画—	
第5章 計画の指標（目標）	37
第6章 計画の推進に向けて	
1 具体的な計画の推進	38
2 計画の普及啓発と実践	39

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 社会的な動向

近年、人口減少、少子高齢化の急激な進展に加えて、単身・高齢者のみ世帯の増加、働く形態の多様化、個人の価値観の多様化等により、地域住民のつながりが希薄化し、家庭や地域社会でお互いに支え合う力が弱くなりつつあります。

これらを背景として、高齢者虐待、子育て家庭の孤立、児童虐待や貧困世帯の問題等、さまざまな課題が重なり合い、複雑化しているほか、ひきこもりなど支援につなげるのが難しい潜在的な課題も表面化しています。

このようなことから、従来の公的な福祉サービスだけでは十分な対応が難しくなっているため、地域コミュニティが持つ役割を見直すとともに、世代や属性を問わず安心して通うことができる地域の居場所づくりやライフスタイルに応じた誰もが参画しやすい支え合いの仕組みづくりなど、つながり・支え合いのある地域共生社会を実現していくことが求められています。

(2) 国や県の動向

国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

さらに、地域共生社会推進の観点から、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層支援体制整備事業」が創設され、市町村の様々な関係部局、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットワークの充実と地域の持続性の向上を図ることが求められています。

このような中、社会福祉法において、この地域福祉計画は、福祉分野における各種計画の上位計画として位置づけられており、地域共生社会を実現するための羅針盤としての機能を担っています。

山形県においては、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、令和4年3月に「山形県地域福祉推進計画（第5期）」を策定し、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援しています。

(3) 計画の策定の趣旨

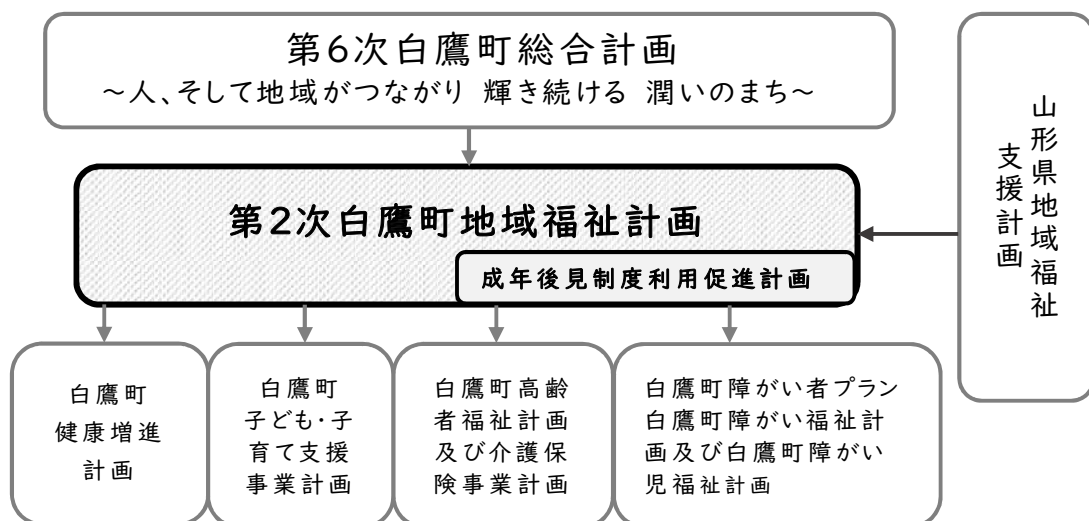
本町の地域福祉に関する方向性を示す総合的な計画として、令和3年3月に「白鷹町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。その間も、社会を取り巻く環境は変化を続け、福祉の課題はますます多様化し、複雑化するとともに、新たな課題も顕在しています。

こうした課題等に早期に、かつ、適切に対応し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的に、前計画における評価や社会的な変化、国・県の動向を踏まえ、本町の地域福祉に関する取組の方向性を示す総合的な計画として、第2次白鷹町地域福祉計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、本町における地域福祉を推進するための基本となる計画です。



(2) SDGsとの関係

この計画は、平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」の理念を共有し、各施策の推進によりSDGsの達成に貢献していきます。関連するゴールは次の7つです。



(3) 地域福祉計画に盛り込む事項

本計画においては、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むこととします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(4) 関連計画との関係

本計画は、第6次白鷹町総合計画を上位計画とし、当町の将来像「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」の実現に資する福祉施策の基本となるものです。また、当計画は福祉分野における総合計画と位置づけし、地域福祉の推進に資する要素を含ませ、福祉に関する各個別計画と調和のとれた内容とします。

(5) 成年後見制度利用促進計画の位置づけ

本計画の「基本計画5」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定され

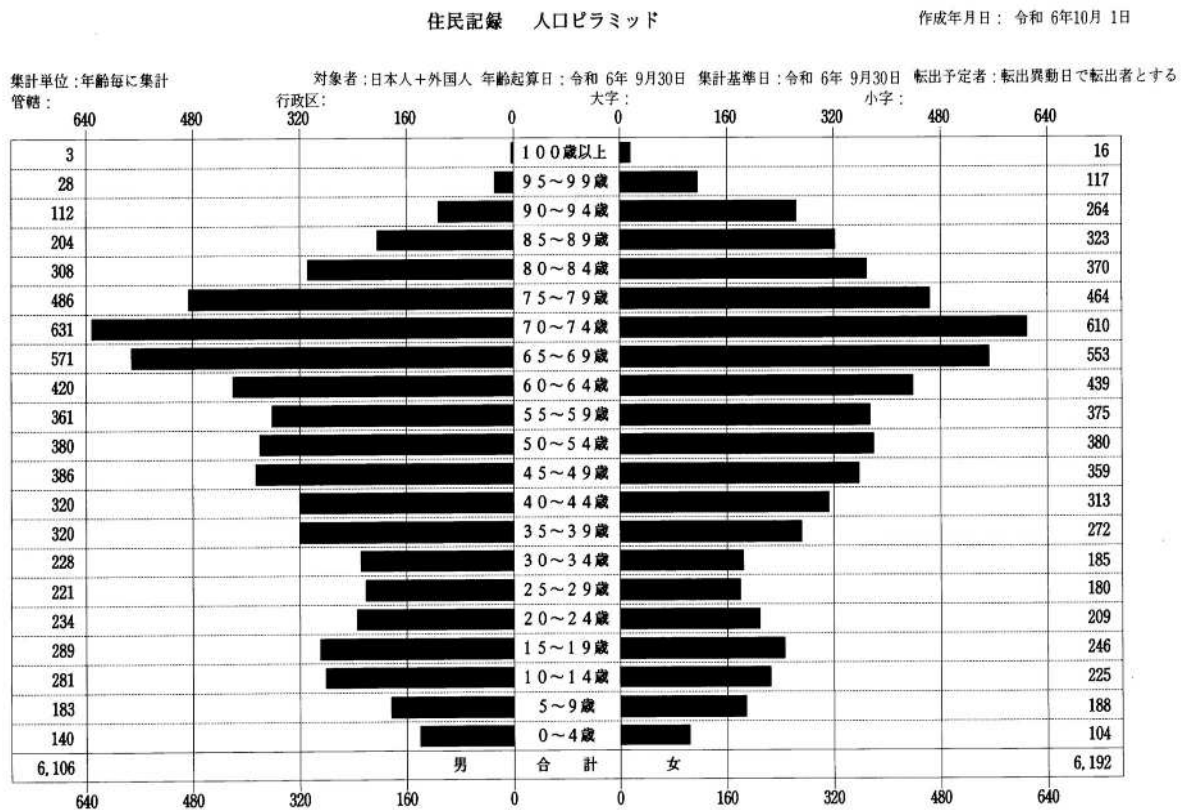
第2章 白鷹町の概況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の減少と高齢者の増加

白鷹町の人口は、令和6年10月1日現在12,298人、介護保険がスタートした平成12年の17,149人（平成12年10月国勢調査）より4,851人減少しています。また、令和6年の年少人口（0歳から14歳の人口）は1,121人で総人口の9.1%、生産年齢人口（15歳から64歳の人口）は6,117人で49.7%、老年人口（65歳以上の人口）は5,060人で41.2%です。

（単位：人）



(2) 高齢化率の推移

65歳から74歳の前期高齢者数は、これまで横ばいが続いてきましたが、令和5年頃をピークに減少に向かい、令和7年頃からは大きく減少することが予測されます。

75歳以上の後期高齢者数は、これまで減少が続いてきましたが、令和7年頃から増加するものと見込まれます。また、令和17年頃からより介護が必要となる可能性の高い85歳以上人口の増加が見込まれており、令和22年には後期高齢者の約48%を85歳以上人口が占める予想となっています。

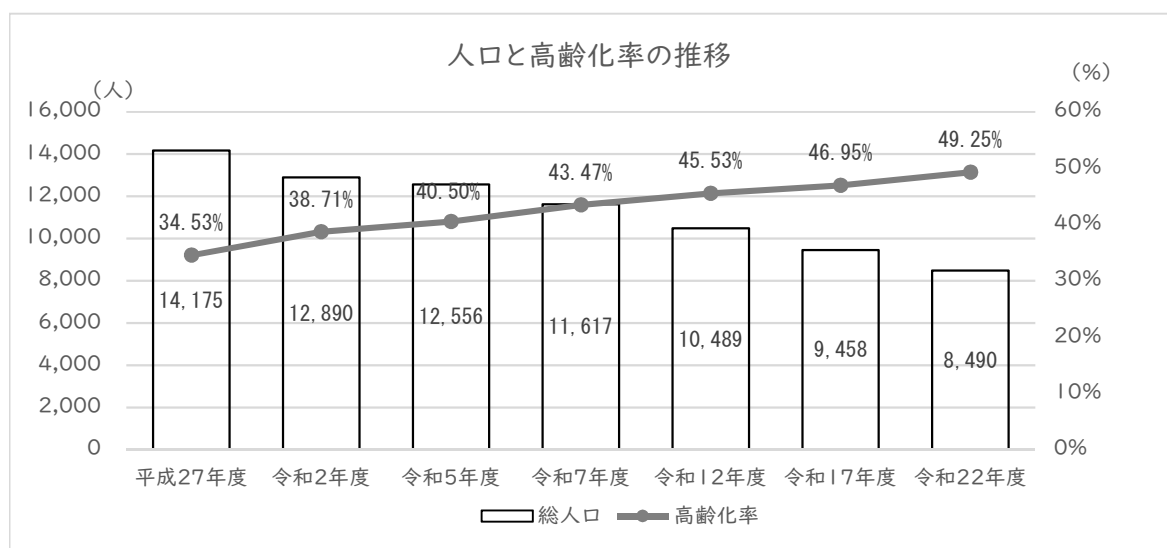
年齢区分別人口と高齢化率の推移

(単位:人)

	平成27年	令和2年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	14,175	12,890	12,556	11,617	10,489	9,458	8,490
0~14歳	1,651	1,385	1,215	1,078	805	646	560
15~64歳	7,630	6,515	6,256	5,489	4,908	4,371	3,749
65~74歳	2,091	2,402	2,418	2,345	1,880	1,492	1,404
75~84歳	1,722	1,451	1,548	1,637	1,914	1,783	1,448
85歳以上	1,081	1,137	1,119	1,068	982	1,166	1,329
高齢化率	34.53%	38.71%	40.50%	43.47%	45.53%	46.95%	49.25%

資料:令和2年度までは国勢調査、令和5年度は住民基本台帳、令和7年以降は厚生労働省作成将来推計人口(補正值)より

(単位:人)



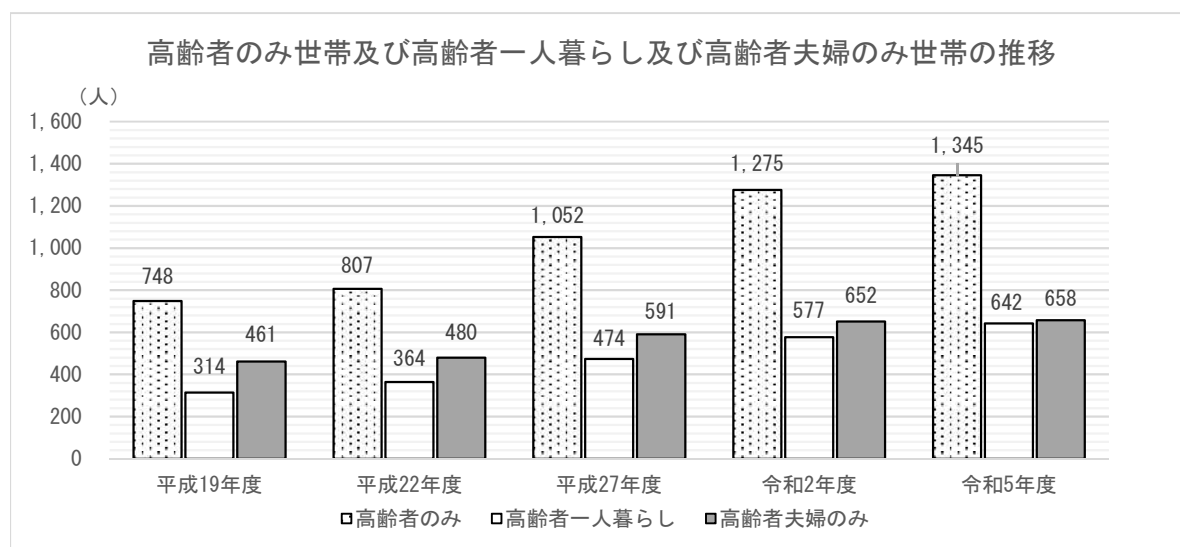
(3) 高齢者世帯の増加

高齢者数の増加に伴い、高齢者一人暮らし、高齢者夫婦のみ世帯ともに、増加傾向にあります。令和5年の高齢者一人暮らしの世帯数は、令和2年から65世帯増加して642世帯に、高齢者のみ世帯は70世帯増加して1,345世帯に、高齢者夫婦のみ世帯は6世帯増加して658世帯となっています。

高齢者のみ世帯及び高齢者一人暮らし及び高齢者夫婦のみ世帯 (単位:世帯)

	H19	H22	H27	R2	R5
高齢者のみ世帯 (男女とも65歳以上)	748	807	1,052	1,275	1,345
高齢者一人暮らし	314	364	474	577	642
高齢者夫婦のみ世帯 (男65歳以上、女60歳以上)	461	480	591	652	658

資料:山形県在宅高齢者数等調査



(4) 子育て世帯の状況

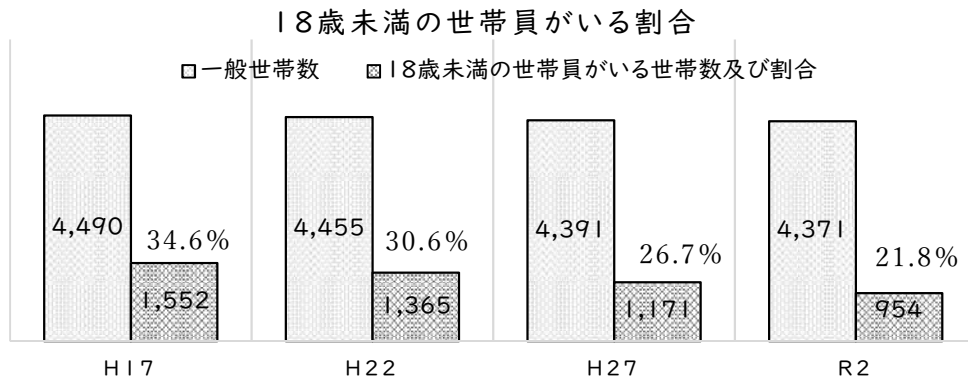
少子化に伴い、子育て世帯数は減少しています。一方で、ひとり親世帯の割合は横ばいの状況が続いています。また、令和6年10月現在、ひとり親などが対象になる児童扶養手当受給者は91人、障がい児を養育する親が対象になる特別児童扶養手当受給者は24人です。

18歳未満の世帯員がいる割合等

(単位:世帯)

	H17	H22	H27	R2
一般世帯数	4,490	4,455	4,391	4,371
18歳未満の世帯員が いる世帯数及び割合	1,552 (34.6%)	1,365 (30.6%)	1,171 (26.7%)	954 (21.8%)
父子家庭 ()うち父子のみの単独世帯	調査対象外 (9)	36 (2)	29 (5)	30 (7)
母子家庭 ()うち母子のみの単独世帯	調査対象外 (46)	124 (54)	108 (44)	108 (47)

(国政調査より)



2 要介護高齢者・障がいのある人の状況

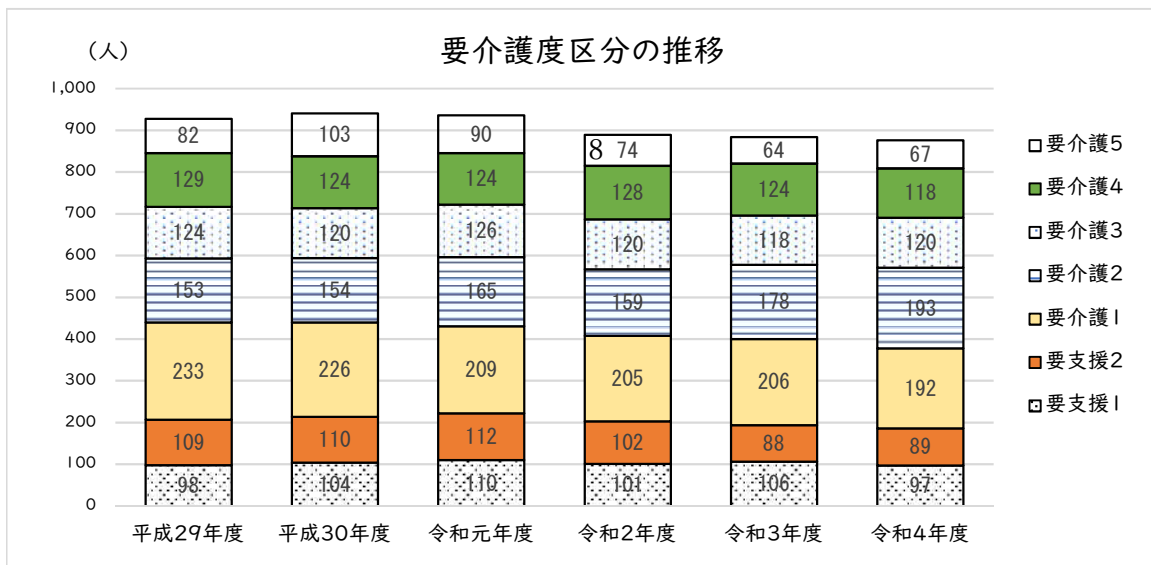
(1) 要介護(支援)認定者数の状況

令和4年度の要介護認定者数(月平均、40歳から64歳の認定者を含む)は、876人で、第1号被保険者数に占める認定率は16.9%です。

(単位:人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
要支援1	98	104	110	101	106	97
要支援2	109	110	112	102	88	89
要介護1	233	226	209	205	206	192
要介護2	153	154	165	159	178	193
要介護3	124	120	126	120	118	120
要介護4	129	124	124	128	124	118
要介護5	82	103	90	74	64	67
計	928	941	936	888	883	876
認定率	18.6%	18.4%	18.2%	17.2%	17.1%	16.9%
山形県の認定率	18.3%	17.8%	18.0%	17.9%	17.8%	17.6%
全国の認定率	18.0%	18.0%	18.3%	18.4%	18.7%	18.9%

資料:全国及び山形県の認定率は、地域包括ケア「見える化」システム※より(計はすべての年間平均であり、区分別はそれぞれにおいて端数処理をしているため計と一致しません)



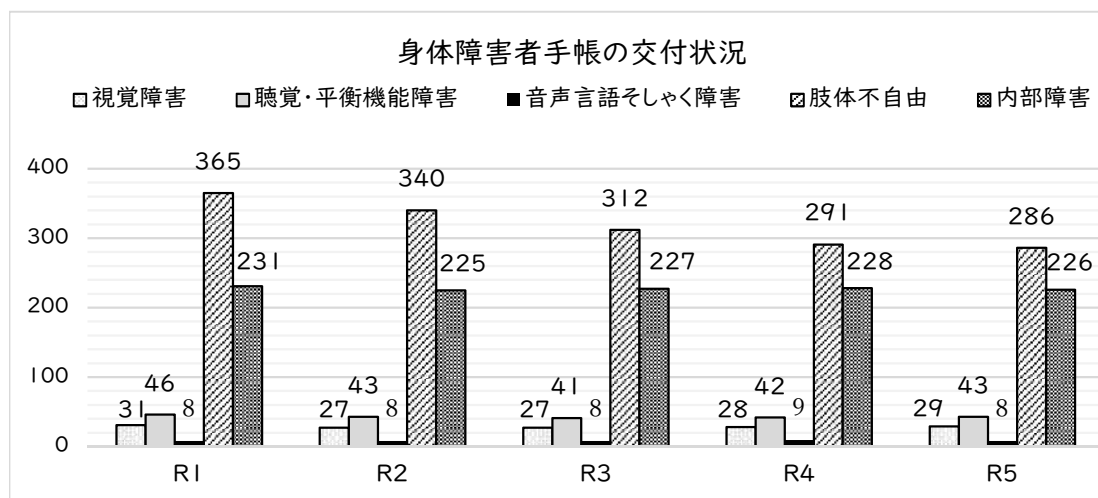
(2) 障がいのある人の状況

① 身体障害者手帳の交付状況 (各年度末現在)

(単位:人)

	R1	R2	R3	R4	R5
視覚障害	31	27	27	28	29
聴覚・並行機能障害	46	43	41	42	43
音声言語そしゃく障害	8	8	8	9	8
肢体不自由	365	340	312	291	286
内部障害	231	225	227	228	226
計	681	643	615	598	592

(福祉行政報告例調べ)



② 療育手帳交付状況（各年度末現在）

（単位：人）

	R1	R2	R3	R4	R5
療育手帳A	41	42	45	45	44
療育手帳B	88	89	85	88	86
計	129	131	130	133	130

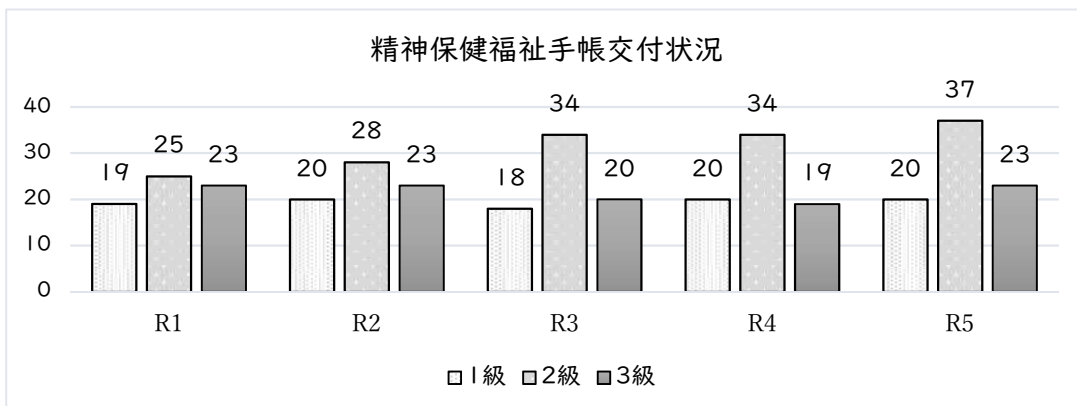
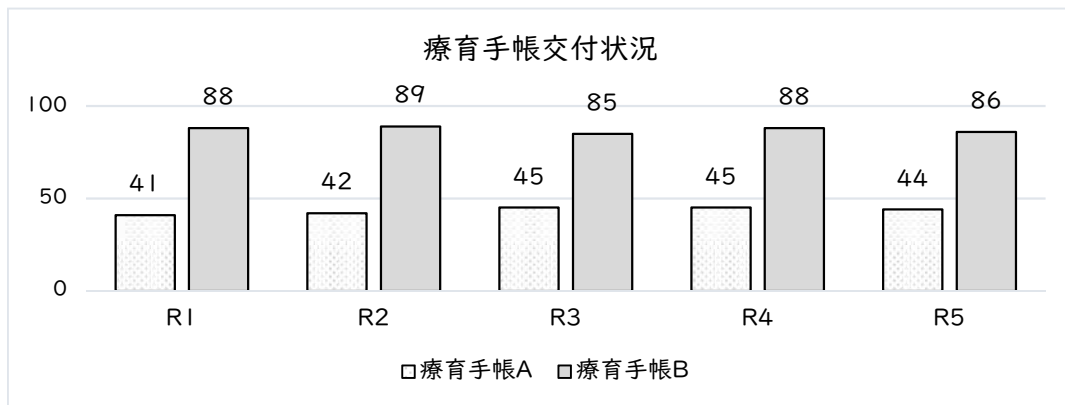
（白鷹町交付台帳調べ）

③ 精神保健福祉手帳交付状況（各年度末現在）

（単位：人）

	R1	R2	R3	R4	R5
1級	19	20	18	20	20
2級	25	28	34	34	37
3級	23	23	20	19	23
計	67	71	72	73	80

（白鷹町交付台帳調べ）



3 高齢者・障がいのある人の権利擁護の状況

山形県家庭裁判所における後見制度利用者の住所地(管内別・類型別)(※1)

令和6年8月1日現在

(単位:人)

裁判所	本人の住所	後見等合計				
	(※2)	(※3)	うち成年後見	うち保佐	うち補助	うち任意後見
長井出張所	白鷹町	30	21	6	3	0
	西置賜管内合計	91	60	23	8	0
	山形県管内	1,738	1,352	313	62	11

(※1) 山形県家庭裁判所がその管内において、令和6年8月1日現在、後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

(※2) 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所(施設、病院を含む)を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

(※3) 後見等合計には未成年後見事件も含む。

令和4年12月に実施した白鷹町第8期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「成年後見を知っている」と回答した人は49.7%、「もし、あなたが認知症になったら、財産管理や福祉サービスの契約などを誰に頼みますか」の質問には、子が84.8%、成年後見人が1.6%との回答であり、制度を知っていても活用したいという割合は大変少ない現状です。また、制度があることは知っていても、具体的な利用までは結びついていません。

4 社会資源の状況

(1) 社会福祉施設等の状況

① 高齢者福祉・介護分野

施設・サービスの種類	箇所数
老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2か所
老人保健施設	1か所
通所介護(デイサービス)事業所	3か所
通所リハビリテーション(デイケア)事業所	2か所
訪問看護事業所	1か所
訪問リハビリテーション事業所	2か所
短期入所生活介護(ショートステイ)事業所	2か所
短期入所療養介護事業所	1か所
福祉用具貸与・福祉用具販売事業所	1か所

② 児童福祉・子育て支援分野

施設の種類	箇所数
こども家庭センター	1か所
保育園	2か所
認定こども園	2か所
子育て支援センター	1か所
ファミリーサポートセンター	1か所
放課後児童クラブ	4か所

③ 障がい福祉分野

施設の種類	箇所数
生活介護事業所	2か所
就労継続支援(B型)事業所	2か所
短期入所事業所	1か所
グループホーム	2か所
障がい者支援施設(施設入所支援など)	1か所
児童発達支援センター	1か所
児童発達支援事業所	1か所
放課後等デイサービス事業所	2か所
保育所等訪問支援事業所	1か所
相談支援事業所	3か所

(2) 地域福祉を支える人・組織の状況

① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。主な職務は、以下の通りです。

- 住民の生活状態の把握をし、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- 要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- 福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

現在、白鷹町では51人の民生委員・児童委員、3名の主任児童委員が活動しています。

② 福祉推進員

福祉推進員は、社会福祉協議会会長の委嘱により、各行政区の区長・町内長が務めています。

地域住民の健康と生活を高める活動に協力をお願いしています。

③ ボランティアセンター

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティアに関心のある方の各種相談を行っています。

④ 地域住民主体のボランティア団体、各地区コミュニティセンター

地域住民主体のボランティア団体が、買い物支援・ゴミ出し支援といった日常生活支援などの有償ボランティアを行っています。

各地区コミュニティセンターでは、地域の福祉課題を解決するため、福祉計画を作成し、コミュニティセンターを拠点として実践しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

『支え合い 思いやり 安心して暮らせるまちづくり』

現在の社会保障制度においては、対象者ごと各関係法において公的責務が定められ、支援の充実が図られています。

しかし、様々な分野の課題が絡み合い複雑化しており、これらの課題解決については、地域住民、行政、地域活動団体、福祉活動団体、ボランティア団体などの関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

本町に暮らす誰もが思いやりの気持ちを持って、支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の基本目標

基本目標1

誰もが安心できる暮らしを支える体制づくり

住み慣れた地域で安心してくらすことができる地域づくりに努めます。

ユニバーサルデザインの視点でのまちづくりを進めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成の一層の整備等を行い、関係機関が連携して緊急時における支援体制を強化していきます。また、感染症拡大防止のための環境づくり、あたたかい支援が広がる地域づくりを進めます。

基本目標2

適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

必要な福祉サービスをライフステージに沿って切れ目なく受けられる仕組みづくりに努めます。

基本目標3

誰もが福祉活動に参加できる地域づくり

地域において支援や見守りを必要とする人は、今後ますます増えていくと思われます。地域で暮らす一人ひとりが支え合い、地域福祉に対する意識を醸成し、福祉人材の育成を目指します。

基本目標4

包括的な支援を実現する体制づくり

多様化・複雑化した課題を抱える個人や世帯からの相談を包括的に受け止め、関係機関と連携しながら支援に努めます。

基本目標5

権利を守り生活を支援する体制づくり

個人の権利保護に重要な役割を果たす成年後見制度の認知度の向上を目指すとともに、支援が必要なかたを適切な支援につなぎ、そのかたの権利が守られる地域づくりに努めます。

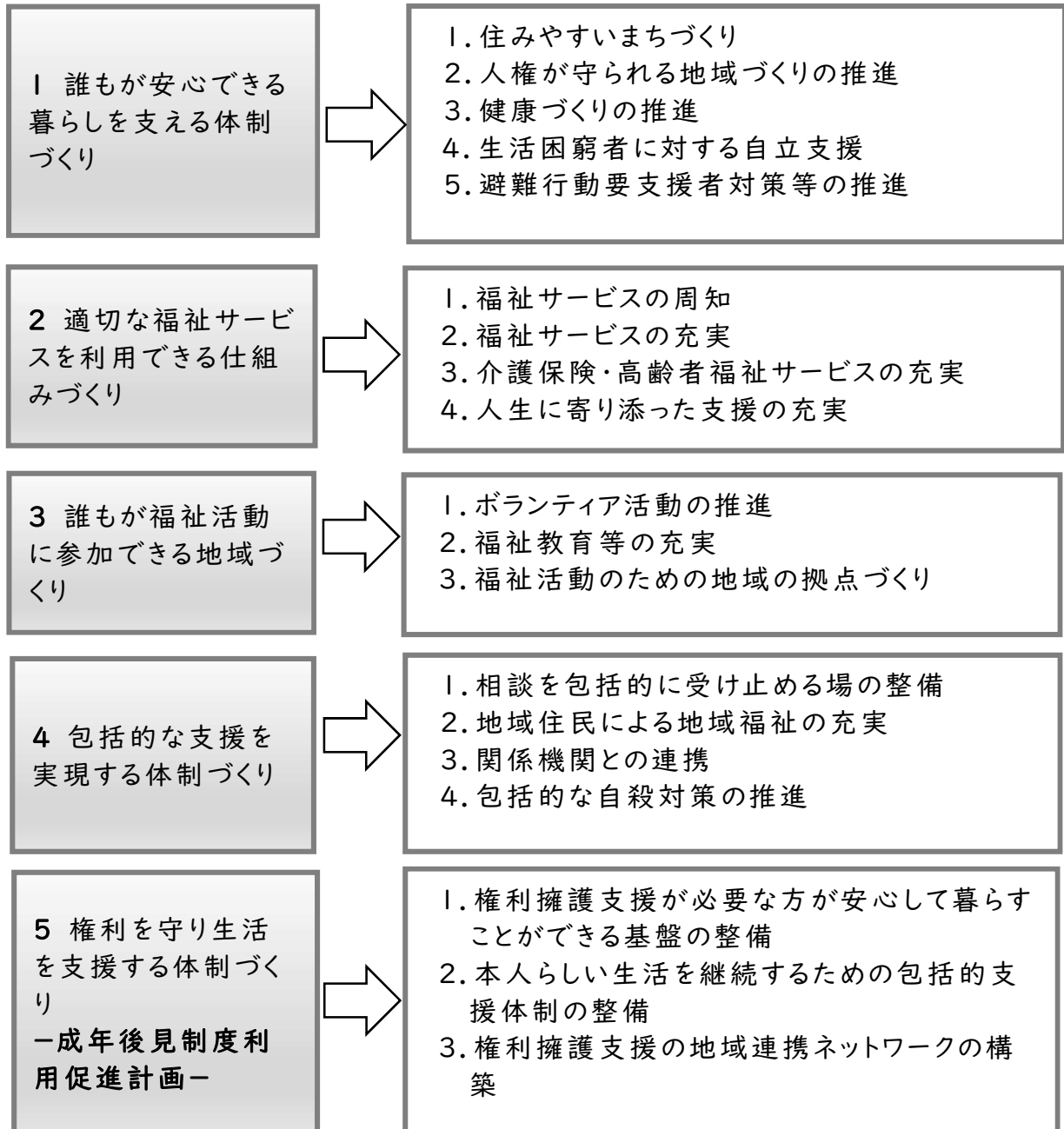
3 計画の体系

基本理念

「支え合い 思いやり 安心して暮らせるまちづくり」

基本目標

基本施策



第4章 基本計画

1 誰もが安心できる暮らしを支える体制づくり

(1) 住みやすいまちづくり

誰もが地域社会の一員として支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会の構築のため、高齢者・障がい者・子どもなど、さまざまな属性に配慮した施設の整備や環境づくりを進め、誰もが利用しやすいまちづくりを進めます。

特に、暮らしに欠かすことのできない医療・福祉・商業等の生活機能を担保していくため、地域公共交通と連携した移動手段の確保やデジタルの活用などにより、場所や時間の制約を克服しながらシームレスな（つなぎ目のない）まちづくりについて検討を進めていきます。さらに、令和6年度から障がい者への合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、趣旨普及を行いながら、障がいの有無にかかわらず同じスタートラインに立ち、有する能力を発揮しながら社会に参加できる環境づくりについて検討を進めます。

また、親子が楽しく、安心して外出できる環境づくり、子どもたちの安全の確保など、子ども・子育てに配慮したまちづくりを進めます。

主な取組み

- バリアフリー化とユニバーサルデザインによる施設・環境整備
- 障がい者の合理的配慮に係る趣旨普及
- 子どもの交通安全や防犯等の取り組みの推進
- 移動手段確保に向けた検討

(2) 人権が守られる地域づくりの推進

本町においても、人種や性別、宗教、価値観など、様々な人たちが暮らしています。中でも、子ども、高齢者、障がい児、障がい者等、弱い立場にある人について、人権に配慮し、人権が守られる地域づくりを進めます。

児童虐待、ドメスティックバイオレンス、障がい者虐待、高齢者虐待等、人権侵害が身近なところで起こり得ることを認識し、各機関と連携しながら虐待の防止に向けた普及啓発や地域の見守り体制づくりを継続するとともに、早期発見・早期対応を図っていきます。また、養護者の負担軽減を図るなど擁護者支援を行うとともに、擁護者に該当しない施設従事者等の虐待防止・セルフネグレクト防止などにも併せて取り組んでいきます。

また、障がいを理由とする差別の解消に向け、合理的配慮の提供などを通じて、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合える地域づくりを進めます。

主な取組み

- 高齢者・障がい者虐待防止、養護者支援の強化
- 高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会でのケース検討、情報交換、情報共有
- 児童虐待防止対策の強化
- 障がい者差別解消支援地域協議会での課題検討
- 成年後見制度の利用促進

(3) 健康づくりの推進

生涯にわたり、心身ともに健康に過ごすには、世代や個人の課題に合わせた健康づくりの取り組みが大切です。世代ごとの成長・発達の段階や生活スタイルの中で、適度な運動、バランスのとれた食事、睡眠の質の向上など、生活習慣病予防のためのよい生活習慣の定着を推進していきます。健康増進計画策定にあたって実施したアンケートや健診の問診結果では外でよく遊ぶこどもが減少、働き世代では定期的に運動をしている人の割合が減少しています。健診結果では、メタボリックシンドローム該当者・予備群割合の増加や高血圧の所見がある方が4割以上という状況で、生活習慣病の発症予防と重症化予防が課題となっています。高齢期では、脳血管疾患や循環器疾患といった生活習慣病が介護の要因となっている状況が続いており、より早い年代から生活習慣病予防に向けた取り組みを始め、より良い生活習慣を続けることが求められています。健康寿命延伸のためには、低栄養やフレイル予防

等、高齢期特有の課題解決に向けた介護予防の取組を健康づくりと並行して進めていく必要もあり、デジタル技術も活用しながら個人の健康づくりや介護予防を支える環境整備に取り組みます。

また、母子の健康の保持・増進を図るために、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援、こどもの健やかな成長・発達支援、近隣と連携した医療ネットワークづくりなど、母子の健康づくりを推進し、こどもたちが心身ともに健康に成長できる環境づくりを進めます。

感染症の予防、感染拡大防止のため、感染症の正しい情報の提供やワクチン接種の実施、免疫力を高める生活習慣の推進を関係機関と連携を図りながら進めます。

主な取組み

- 健康づくりの取組みを支えるデジタルを活用した環境の整備
- 生活習慣病発症と重症化予防のための「健診から始める健康づくり」
- こども家庭センターでの相談支援、関係機関との連携
- 子育て支援等メニューの充実
- 医療機関と連携した健康づくりや感染症対策

(4) 生活困窮者に対する自立支援、多様化する相談対応

生活困窮相談をはじめ様々な相談が、本人や家族からはもとより、地域の人からも寄せられています。

相談内容としては、近年はコロナ禍での安定した雇用の揺らぎや所得の低下によるものが多く、物価高騰などにより経済的な困窮状態に陥る人々からの相談も増えています。また、子ども・障がい児・障がい者・高齢者への支援、虐待のほか、一つの家庭に支援を必要とする人が複数あるなど、相談内容は複雑化・多様化しています。

対応として、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を実施します。

また、庁内の各相談窓口における相談ごとから、その人の抱える問題や背景を汲み取り、立体的な相談支援ができるような体制づくりを進めるとともに、アウトリーチ

支援も検討します。庁内で情報を共有し、地域・行政の重層的な相談のネットワークを構築し、必要なサービスへつなぐなど、就労支援や就学支援等を進めていきます。

主な取組み

- 生活困窮者自立支援事業 支援調整会議の活用
- 地域共生社会推進のための庁内連携会議の活用

(5) 避難行動要支援者対策等の推進

高齢者や障がい者等は、災害時の避難や支援に困難がともなうことが予想されます。そのため、平常時から高齢者や障がい者、乳幼児など災害時に特別な支援が必要となる人の把握に努めるとともに、特に単独での行動が難しい人については、避難行動要支援者名簿を整備の上、個別避難計画を作成するなど、災害時に円滑に対応できるよう、地区の自主防災組織、行政など関係機関と情報共有します。

また、避難場所や避難経路等について周知を図り、防災意識の啓発を行うこと等、平常時における備えの充実を図っていかねばなりません。

加えて、福祉避難所になっている介護サービス事業所、障がい者支援事業所と、災害時の対応について連携を密にする取り組みも重要です。

主な取組み

- 自主防災組織と連携した避難行動要支援者の支援
- 避難行動要支援者名簿整備及び個別避難計画の作成
- 避難行動要支援者も参加した防災訓練、避難訓練の実施

2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

(1) 福祉サービスの周知

子育て支援については、成長やライフステージに応じた情報提供が求められます。また、適切な時期での障がいの発見、適切な対応についても重要であり、そのための情報提供が必要です。また、高齢者や障がい者については、耳が聞こえにくい・目が見えにくい、デジタル媒体にアクセスしにくい等、その状況によって得られる情報に偏りが生じることが懸念されることから、福祉サービス等を必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮等、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

主な取組み

- 相談対応による対象者にあつたきめ細やかな情報伝達の工夫
- 町、地域包括支援センター、相談支援事業所等の相談機関による情報連携の強化
- 障がい児ネットワーク事業（保護者の集いの場）の実施
- 福祉、子育て支援等の情報発信手段の多様化（SNS 等積極的なデジタルの活用）

(2) 福祉サービスの充実

障がいのある人もない人も、地域で安心して暮らすための制度である障がい福祉サービスの提供体制を確保し、その充実を図ります。

また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応や自立支援協議会等での情報共有等を通じて、福祉サービスの向上に努めます。

主な取組み

- 地域生活支援拠点の整備
- 基幹相談支援センターの設置の検討
- 自立支援協議会での地域課題の情報共有、課題解決に向けた検討

(3) 介護保険・高齢者福祉サービスの充実

高齢者の誰もが、いつまでも元気で、いきいきと安心して自分らしく白鷹町で過ごすことができるよう支援します。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、多様化・複雑化するニーズに対応した医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える体制づくり(地域包括ケアシステム)を深化・推進します。

また、認知症高齢者本人やその家族等、関わる方への適切な支援を継続していきます。特に、高齢社会において、認知症は一般的な疾患となっている中で、認知症の人=支援を受ける人という価値観を転換し、認知症の人も社会の一員として活躍できるよう、趣旨普及や環境整備に取り組み、一人一人が生きがいや役割を持ち、互いに支え合いながら暮らしていくことができる社会の実現を図ります。

主な取組み

- 公助・共助・互助・自助それぞれの観点からの地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
- 体組成計等を活用したエビデンスに基づく介護予防事業の実施
- デジタルを活用した運動習慣づくりの支援、デジタルデバイド対策の推進
- 介護サービス基盤の確保に向けた支援(人材確保等)
- 社会参加や生きがいづくりを促す環境整備
- 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組の継続、認知症基本法をふまえた認知症施策推進計画の策定(趣旨普及の強化、本人参加機会の拡大、サポート体制の充実強化など)
- 介護・介護予防サービスの充実、適正化
- 安心安全に生活できる住環境の整備
- 地域での見守り・支え合いの仕組みの整備及び災害対応の強化

(4) 人生に寄り添った支援の充実

支援を必要とする人に対しては、様々な機関が関わり、必要な支援を行っています。

将来にわたって関係機関が切れ目なく連携し、また、次のより良い支援に繋げられるよう、情報共有を図りながら対応していきます。

また、こどもや障がい者などについては、本人やその家族が、将来の姿を描くことができるよう、当事者や家族が情報交換できる場についても検討していきます。

主な取組み

- 成長、発達に関する身近な相談機会として、すくすく発達相談や町内保育施設への巡回相談を実施
- 年齢等による支援や制度の変わり目に関係機関が着実に連携できる仕組みの構築
- 子育て支援センターや障がい児ネットワーク事業（保護者の集いの場）等を活用した情報交換や学べる場の提供

3 誰もが福祉活動に参加できる地域づくり

(1) ボランティア活動の推進

地域の共助の力を高めるため、地域住民によるボランティア活動の活性化が期待されます。ボランティア活動は、次世代の子どもたちにとっては福祉教育のひとつとなり、大人にとっては生きがいづくり、社会参加促進につながるだけでなく、健康づくり・フレイル予防にも寄与します。

ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要としている人や団体・企業等と支援する人のニーズのマッチングをコーディネートする機能の強化に努めます。また、地域活動や行事、各種講座等を通じて、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うとともに、各組織のネットワークづくりなどを通じて、地域福祉活動の担い手の育成に取り組みます。

主な取組み

- 社会福祉協議会（ボランティアセンター）への支援
- 地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターとの連携
- SNS 等によるボランティア活動の情報発信

(2) 福祉教育等の充実

あらゆる年齢層の人が地域福祉について触れたり学んだりする機会を設けることで、見守りや手助けなどが活発になるような機運の醸成を図ります。また、障がいのある人もない人も、本人の希望する生活や仕事をすることができるよう、合理的配慮の提供について、理解の深まりを促進します。

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会等の充実を図ります。

主な取組み

- ノーマライゼーションの理念の普及啓発
- 心のバリアフリー推進員養成研修会の実施
- 認知症サポーター養成講座の実施

(3) 福祉活動のための地域の拠点づくり

様々な社会資源の活用を図りながら、身近な地域で世代間交流などの活動ができるよう、活動の場づくりの支援を行います。特に、各地域の活動を持続可能なものにしていくため、また、多様化するニーズに対応していくため、様々な活動の見える化を進め、各活動を積極的にPRしていきます。

主な取組み

- ふれあいいきいきサロンやいきいき百歳体操などの地域の通いの場の充実に向けた支援
- 高齢者便利帳の作成

4 包括的な支援を実現する体制づくり

(1) 相談を包括的に受け止める場の整備

少子高齢化や単身・核家族世帯の増加等により、高齢者・障がい者・児童・生活困窮・ひきこもりなどがそれぞれ複合化したケースが増えており、分野別や相談者本人だけを対象とした相談支援だけでは解決できない課題が増加していることから、分野を超え、また、家族全体に対する支援をおこなうことができる相談支援体制の構築が不可欠になってきています。

特に、支援が困難になっているケースは、生活困窮が根底にあり本人の課題に対処する前段で経済的な自立支援が必要になるケースが多く、また、各制度の中で定められた支援に加え、地域や各団体における様々な資源を活用した支援が必要なケースが多くあります。

このような中で、さらなる重層的な支援体制の構築に向けては、生活困窮者の自立支援や地域のボランティア支援などを担う白鷹町社会福祉協議会との連携を強化しながら、町全体の総合相談体制の在り方について検討をすすめていきます。

併せて、早期の段階で必要な医療やサービスを提供し、支援することで、重度化防止や早期対応にもつながることから、アウトリーチの充実強化にも取り組んでいきます。

主な取組み

- 重層的な支援体制整備に向けた総合相談体制の検討
- 地域包括支援センター、こども家庭センター、行政機関及び各機関の連携体制の構築に向けた検討
- 白鷹町社会福祉協議会との連携強化
- アウトリーチの充実強化に向けた検討

(2) 地域住民による地域福祉の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、日頃から近所づきあいの中で声かけや見守りなどを通じて、何かあったときには助け合える地域づくりを進め

ることが重要です。地域に関心を持つ人を増やしていく必要があります。

また、子育て家庭が安心して楽しく子育てできるように、地域における子育て支援機能の充実を図るとともに、子育て支援ネットワークづくりや児童の健全育成の推進を図り、地域全体で子育てを支援していきます。

主な取組み

- 地域住民同士での地域での見守り・支え合い体制の継続強化と、地域では対応困難な課題を行政や関係機関との連携により解決できる仕組みづくり
- 各地区コミュニティセンター及び集落支援員等との連携強化
- ファミリーサポートセンター機能の充実に向けた検討

(3) 関係機関との連携

複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、庁内で情報や課題の共有を行い、健康福祉分野だけではなく、教育、住まい、交通等、行政の各分野が緊密に連携し、暮らしを総合的に支えるための持続的な仕組みづくりに向けて協議をしていきます。

また、地域の生活課題や福祉ニーズを把握、共有し、その解決に向けた支援づくりを目指し、安心して暮らせる地域社会づくりの推進に寄与することを目的とした、町内の社会福祉法人との連携を図ります。

主な取組み

- 地域共生社会推進のための庁内連携会議の活用、分野を超えた支援体制の構築
- 生活困窮者自立支援協議会での課題検討・支援方針の策定及び共有
- 各関係機関との情報共有
- 白鷹町社会福祉関連法人連絡協議会との連携

(4) 包括的な自殺対策の推進

現代はストレス社会とも言われ、悩みやストレスを抱える方が増えています。本町の

自殺死亡率は減少傾向にありますが、誰も自殺に追い込まれることのない環境づくりが大切です。自殺の要因は健康問題だけでなく、様々な要素が複雑に関係していると言われています。機会をとらえてこころの健康づくりについての情報提供を行い、関係機関の連携を密にして相談体制の充実や必要な支援を行っていきます。

主な取組み

- 心身の健康の保持増進の大切さや方法、ストレス対策、うつ病の予防等についての啓発周知
- 相談窓口の整備、周知
- 関係者が自殺対策について共通認識を持ち、密接な連携を図るための体制整備
- ライフステージに応じた生きることの阻害要因(過労・生活苦・子育ての悩み・介護看病疲れ等)を減らすための事業の実施
- 生きることの促進要因(居場所づくり等)を増やす取り組み

5 権利を守り生活を支援する体制づくり

— 成年後見制度利用促進計画 —

1 成年後見制度利用促進計画とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がい等により、自分ひとりで判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(※1)が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国は、ノーマライゼーション(※2)、自己決定権の尊重、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念を尊重した制度利用を促進するため「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年(2016年)4月に公布し、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成29年(2017年)3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、令和4年(2022年)

3月に新たな基本計画として「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。同計画では、市町村の役割として地域連携ネットワークの構築・中核機関(※3)の設置及び運営・市町村長による後見開始等の申立や成年後見制度利用支援事業(※4)の適切な実施等、成年後見制度利用促進のための取組の推進等が明記されました。

白鷹町では、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、支援が必要なかたを適切に成年後見制度へつなぎ、そのかたの権利が守られる地域づくりを目指すとともに、制度の認知度の向上などを目的として「白鷹町成年後見制度利用促進計画(以下「成年後見促進計画」という。)」を策定します。

(※1)成年後見人等 付与される権限の強さに応じて後見人、保佐人、補助人に分類されま
す。また、後見活動を行う主体は、「親族」、「第三者」(市民後見人や弁護士などの
専門職を含む)、「法人」(社会福祉法人やNPO法人など)に分かれます。

(※2)ノーマライゼーション 障がいのある人もない人も、地域でいきいきと明るく豊かに暮らして
いける社会を目指した理念

(※3)中核機関 主に次の役割を担う機関のことです。①成年後見制度の相談への対応、②
関係者と後見人等が「チーム」となって本人を見守る体制の支援、③福祉・法律の専
門職団体が協力して個別のチームを支援する「協議会」の開催、④家庭裁判所との
連携、⑤後見人受任者調整等の支援

(※4)成年後見制度利用支援事業 成年後見制度を利用することが有用であると認められる
認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、成年後見制度の利用に要する
費用について補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる方に対し、
成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成
する事業

白鷹町では、本町を含む置賜地域3市5町(米沢市・南陽市・長井市・高畠町・川西町・飯豊町・小国町・白鷹町)において、置賜定住自立圏共生ビジョンを策定し、置賜成年後見センター運営協議会を設置しました。令和4年度から、置賜成年後見センター運営協議会からの委託により、米沢市社会福祉協議会が置賜成年後見センター(以下、「後見センター」という。)の業務を実施しています。

後見センターは、権利擁護支援の中核機関の役割を担い、専門職による専門的助言等の支援や地域連携ネットワークのコーディネート等を行い、成年後見制度の利用を促進します。

2 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第23条第1項において、市町村は国の基本計画を勧告して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めることとされています。この計画は、促進法における市町村計画として位置づけられるものです。

本計画は、町の福祉分野における上位計画である「第2次白鷹町地域福祉計画」と連動した計画とし、「第10次白鷹町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」「第3次白鷹町障がい者プラン」「白鷹町第7期障がい福祉計画及び第3期白鷹町障がい児福祉計画」その他関連する計画と整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、国等の動向を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

4 成年後見制度の利用促進に関する現状と課題

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2制度があります。また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することになっています。

	類型	概要		
		法定後見制度	後見	断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を保護します。
成年後見制度	法定後見制度	保佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において「保佐人」の同意を条件とすることにより、本人保護を図ります。また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。	↑ ↓
		補助	判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において「補助人」の同意を条件としたり、「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により、本人保護を図ります。	
		任意後見制度	本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と財産管理等してもらう内容について任意後見契約を結んでおくことで、将来、判断能力が不十分な状態になった時にその契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。なお、任意後見契約がスタートする時には、家庭裁判所に申立てを行い、「任意後見監督人」が選任されます。	判断能力が十分にある

(2) 成年後見人等の職務

成年後見人等の職務には大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。

身上保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の生活を維持するための手続きや療養看護に関する契約などの事務 (具体例) ・ 福祉サービスの契約 ・ 施設入所の契約 ・ 定期的な本人の生活の様子 of 把握 など
財産管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の財産内容を正確に把握して財産目録を作り、本人の財産が保たれるよう管理するための事務 (具体例) ・ 預貯金通帳や保険証券などの管理 ・ 年金や保険金などの収入の受け取り ・ 本人に必要な経費の支払 など

(3) 成年後見制度の利用状況

山形県家庭裁判所の資料によると、令和6年8月1日時点の本町における成年後見制度の利用者は、30人となっています。

これを累計別に見ると、後見が最も多く21人、保佐6人、補助3人となっています。

(単位:人)

裁判所	本人の住所	後見等合計				
	(※2)	(※3)	うち成年後見	うち保佐	うち補助	うち任意後見
長井出張所	白鷹町	30	21	6	3	0
	西置賜管内合計	91	60	23	8	0
	山形県管内	1,738	1,352	313	62	11

(※1) 山形県家庭裁判所がその管内において、令和6年8月1日現在、後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

(※2) 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所(施設、病院を含む)を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

(※3) 後見等合計には未成年後見事件も含む。

(4) 町長申立件数

町長申立件数は、障がい者の申立が多い状況です。

(件数)

	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	0	0	0	0	0
障がい者	0	2	2	0	1

(5) 成年後見制度利用支援事業 助成件数

白鷹町では、「白鷹町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難なかたに対しても、後見開始等の申立てにかかる費用及び成年後見人等への報酬の助成等を行う事業を実施しています。

		(件数)				
		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	報酬助成	0	1	0	0	0
	申立費用助成	0	0	0	1	0
障がい者	報酬助成	1	2	2	3	3
	申立費用助成	0	0	0	1	0
計		1	3	2	5	3

5 基本目標と具体的な施策

基本目標Ⅰ

権利擁護支援が必要な方が安心して暮らすことができる基盤の整備

成年後見制度の認知度は徐々に高まってきているものの、利用率はまだまだ低い
ため、制度について正しい知識を町民や支援者が持つことが出来るよう、制度の周
知を図ることが必要です。成年後見制度が「尊厳のある本人らしい生活」を維持す
るための支援のひとつであることを理解し、権利擁護支援を行う上で重要な視点で
ある「意思決定支援」の考え方を地域に浸透させることを目指して普及啓発に取り
組んでいきます。

また、制度の普及啓発と併せて、町長申立ての実施や申立て手続支援、申立費
用や成年後見人等報酬の助成を行うことにより、制度の円滑な利用の促進と安心
して制度利用ができる基盤づくりを行っていきます。

(1) 成年後見制度及び任意後見制度の周知・啓発

成年後見制度の仕組みや活用方法、相談窓口など、具体的に分かりやすく説明
する機会を作ることが必要です。成年センターと連携し、ポスター、パンフレットの作
成・配布、研修会などによる町民への広報啓発活動に取り組みます。また、任意後見
制度の利用促進を図るため、成年後見制度の周知に併せて任意後見制度の周知・
啓発に取り組みます。

(2) 町長申立ての適切な実施

本人または親族による成年後見制度の申立てが期待できない状況の方であっても、成年後見制度を利用することにより、必要な福祉サービスの利用や財産管理などの支援を受けることができるよう、町長による後見開始等の申立てを行い本人の権利擁護支援を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対し、申立費用の助成及び成年後見人等報酬の助成を実施し、安心して制度利用ができるよう支援します。

基本目標2

本人らしい生活を継続するための包括的支援体制の整備

成年後見制度の利用促進を図るためには、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度運用や支援体制の整備が必要です。権利擁護支援のニーズを繋げるための町の相談窓口や後見センターの周知、後見センターによる本人のニーズに沿った支援ができる成年後見人等の受任調整、幅広い権利擁護支援を行うための人材育成などに取り組んでいきます。

また、成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見活動を行うことができるよう支援するとともに、後見センターの中核機関としての役割である権利擁護支援ネットワークを活かした包括的な支援体制を整備します。

(1) 相談窓口の周知・早期対応

権利擁護のニーズを早期に把握し、連携して必要な支援ができるよう、地域住民や医療福祉関係機関、民生児童委員等の地域の福祉関係者に対して一次相談窓口である健康福祉課窓口の周知を行います。併せて二次相談窓口である後見センターを周知し、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の理解促進に努め、成年後見制度を正しく理解している支援者による、本人の意思を尊重した支援を目指します。また、関係機関と連携を強化しながら、本人の権利擁護課題を共有し、重層的

な支援体制を構築します。

(2) 権利擁護支援の担い手の確保・育成

成年後見制度を必要とする方の増加が予測される中、親族がいても成年後見人等になることができないケースも含め、多様なニーズに対応することができるよう、後見センターで、市民後見人や法人後見の担い手の確保や育成、受任後も安心して後見業務を行うためのサポート体制を構築していきます。

基本目標3

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

多様な権利擁護支援ニーズを早期発見し、早期支援を行うためには、司法、医療、福祉などの地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、本人や地域に対して包括的な支援を行うことができるよう、ネットワークが機能するための取組が必要です。

その実現のため、後見センターは、地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能をはじめ、必要な会議のコーディネートや運営を行う中核機関の役割を担っています。「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するために、関係機関がチームとなり、専門性の高い後見センターを目指します。

I. 後見センターの機能

① 広報啓発機能

- 相談窓口（※一次相談窓口と二次相談窓口）の周知（各市町広報やチラシ等）
- 制度及び権利擁護に関するチラシやパンフレットの作成
- 研修会、講演会の企画、運営
- センター職員による講師派遣

② 相談機能

- 主に二次相談窓口として、一次相談窓口（※）からの相談対応

- 1) 首長申立てに関する相談(判断、手順等)
- 2) 本人や親族申立ての支援に関する相談
- 3) 判断が困難なケース等の支援方針検討

○各市町への定期的な出張相談を実施

(※)一次相談窓口とは、各市町単位で、その地域住民が成年後見制度等の権利擁護支援について相談する窓口のこと。各市町の行政の福祉担当や地域包括支援センターが窓口となる。

③法人後見の受任

○親族を含め、適切な後見人等がない場合に、後見センターとして後見業務を受任

○受任できる専門職の人材が少ない地域でも、専門性の高い後見人等が支援できる体制を目指す。

④制度の利用促進機能

○親族又は本人による申立に係る支援(一次相談窓口等に対する必要な情報提供、助言等)

○町長申立に係る支援(必要な情報提供、助言、申立書類の作成支援等)

○裁判所の受理面接の同行、調査官調査の立会

○適切な候補者推薦のための調整(受任者調整会議等の運営)

○機関等及び専門職との連絡調整(福祉サービス利用援助事業との連携、総合相談窓口との連携、関係機関等との意見交換会等の実施)

○市民後見人の養成等

⑤後見人等への支援

○チームの形成及び会議の開催支援

○後見人等に対する総合支援

⑥協議会の事務局機能(地域連携ネットワーク業務)

○各種会議の運営

○制度利用促進の検討や協議(地域における課題やニーズの把握、整理、対応強化のための体制整備)

II. 一次相談窓口の役割

後見センターを活用するには、一次相談窓口として制度を理解し、権利擁護支援が必要な人を見逃さないことが重要になります。

また、成年後見制度が必要な状況であっても、申立てを行う人がいないために制度を利用できていない人に対して、町長による申立てを行っていますが、必要な人の権利を守れるように、確実に支援に繋げる必要があります。

- 権利擁護（金銭管理等）に関する相談対応
- 権利擁護に関する制度、機関の情報提供
- 成年後見申立てに関する手続き支援
- 制度の周知・啓発

6 成年後見制度にかかる事業やその他の社会資源

高齢者や障がい者などの権利擁護については、成年後見制度をはじめとしてさまざまな社会資源があります。代表的なものとして次の制度が挙げられます。

(1) 日常生活自立支援事業

加齢や障がいにより一人では日常生活に不安のあるかたと社会福祉協議会が契約を結ぶことで、福祉サービス利用援助等の支援を受けることができます。

相談先・・・白鷹町社会福祉協議会

(2) 任意後見制度

判断能力が十分なうちに、将来に備えて「支援をお願いしたい人」と「お願いしたい内容」について、公正証書による契約を結んでおきます。判断能力が低下した際に家庭裁判所に申立てを行い、あらかじめお願いしていた「任意後見人」と第三者による「任意後見監督人」が選任され、本人の意向に寄り添った後見活動が開始されます。

相談先・・・地域包括支援センター、公証役場等

このように、病気や障がい、加齢に伴う判断能力の低下等により、日々の金銭管理や将来の生活について不安に感じることもあると考えます。どこで自分や家族がど

のような制度を利用することが出来るのか、様々な選択肢を知っておくことも重要であるため、成年後見制度をはじめとし、様々な制度について周知を図ります。

第5章 計画の指標（目標）

基本目標	項目	基準値	目標値
1 誰もが安心して暮らしを支える体制づくり	個別避難計画の作成率	—	在宅単身障がい者につき100%
	・三大生活習慣病による死亡者の割合の減少	42.7% (R5)	35.0%
	・年間出生数	38人 (R5)	50人
2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり	第1号被保険者の認定率の維持もしくは減少	16.8% (R5)	17.0%
	地域生活支援拠点の整備	0か所	近隣に1か所整備
3 誰もが福祉活動に参加できる地域づくり	心のバリアフリー推進員養成研修会の実施	令和5年度受講者数21人	年間受講者数30人
	認知症サポーター数	282人 (R5)	250人/年度
4 包括的な支援を実現する体制づくり	SOSの出し方教育実施校	1校 (R5)	小学校4校 中学校1校 高校1校
	すこやか・安心地域づくり推進事業の実施	2地区	6地区
5 権利を守り生活を支援する体制づくり	成年後見に係る相談数	12人 (R5)	15人/年度
	市民後見人の育成	0人 (R5)	2人

第6章 計画の推進に向けて

1 具体的な計画の推進

町民、地域、行政による計画の推進

地域の多様な課題に対応するためには、地域住民をはじめ地域を構成する様々な主体と行政が連携して、対応していく必要があります。

住み慣れた地域で、支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、行政等がともに連携しながら、計画を推進していきます。

(1) 町民の役割

見守り・声掛け・ちょっとした手助けなど、ご近所同士の顔が見える関係を大切に、困りごとがあれば、行政や関係機関と連携して課題の解決に取り組むことをお願いしていきます。

(2) 事業者の役割

積極的な地域貢献活動に取り組むとともに、従業員が健康で地域福祉活動に参加しやすい環境づくりをお願いしていきます。

(3) 社会福祉活動を行う団体の役割

社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、各ボランティア団体等は、支援を必要とする人の身近な存在であるため、公的サービスでは行き届かない困りごとに応ずることをお願いしていきます。

(4) 行政の役割

町民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進します。

地域福祉に関わる町民、事業者、関係団体との連携を深め、地域生活課題解決に資するよう体制整備に努めます。

2 計画の普及啓発と実践

(1) 計画の周知

町のホームページなどへの掲載やイベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く周知します。

(2) 計画の推進体制

庁内における関係部署の計画や事業を通じ、この計画を推進していきます。また、関係団体との連携強化を図ります。

(3) 計画の進行管理

本計画の管理・評価については、基本目標達成のための施策の実施にあたり、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価し(Check)、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルを活用していきます。